

平成 23 年 2 月 28 日

金融庁監督局総務課
バーゼルⅡ推進室 御中

全 国 銀 行 協 会

「バーゼルⅡに関する追加 Q&A 案」に対するコメント

今般、当協会では、平成 23 年 2 月 10 日付で意見募集が行われました標記 Q&A 案に対するコメントを別紙のとおり取りまとめましたので、何卒ご高配賜りますようお願い申し上げます。

以 上

(別紙)

平成 23 年 2 月 28 日

「バーゼルⅡに関する追加 Q&A 案」に対するコメント

項番	該当箇所	コメント
1	「2.案件情報」 「⑩利率」 (注3)	「当該証券化エクスポージャーに係る裏付資産のパフォーマンス情報等」には、適格格付機関が想定したデフォルト率、LTV、期待貸倒率等が含まれるとの理解でよいか。
2	「2.案件情報」 「⑩利率」 (注3)	金融商品取引業等に関する内閣府令第 313 条（格付方針等の記載事項）に基づく開示については、現状の開示内容で本 Q&A で求められている「利率」の開示に代用できると考えてよいか。
3	「2.案件情報」 「⑩利率」 (注3)	「市場参加者が格付の適切性を評価できる場合」とは、当該証券化エクスポージャーに係る裏付資産のパフォーマンス情報等が公表されていることをもって、市場参加者が格付の適切性を評価できると判断されるものと理解してよいか。